

入札公告

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 30 日

群馬県企業管理者 成田 正士

記

1 担当部局

群馬県企業局 発電課 契約管理係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

電話 027-226-3972（直通）

2 入札に付する事項

- （１）売 買 物 件 旧高浜発電所敷地内 ガスタービン設備
ガスタービン本体：１基
- ・ 航空機エンジン転用形・単純開放式 2 軸形
 - ・ 型式：7LM2500-PE-MGSG05
 - ・ 出力：17,500kW
 - ・ 製造者：ゼネラルエレクトリック社
 - ・ 重量：5t (5,000kg)
- （２）引 渡 場 所 〒370-3333 群馬県高崎市高浜町 252 番地 1
旧高浜発電所 構内指定場所
- （３）売買物件の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- （４）引 渡 期 日 仕様書のとおり
- （５）入 札 方 法 上記（１）の物件を売払いの入札に付する。

ア）入札金額

入札者は、消費税及び地方消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ) 入札執行回数

本入札の執行回数は、原則として2回を限度とするので、2回目の入札書を準備すること。

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

入札公告日から落札候補者決定日までの間、以下要件の全てを満たすこと。

- (1) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和8・9年度群馬県物品・役務競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 規則第170条第2項又は群馬県企業局財務規程（昭和39年企業管理規程第5号）第132条の32第3項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされた者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

5 入札説明書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間 令和8年10月30日（金）から
令和8年12月3日（木）までの毎日
ただし、1の場所で交付を受ける場合は、土・日曜日及び祝日を除き、
時間は、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間とする。
- (2) 交付方法 原則として、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/>）からのダウンロードによる。
なお、群馬県ホームページによる取得が困難な場合等にあつては、
事前連絡の上、1の場所で交付を受けること。

6 入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間及び方法

(1) 提出期間 令和8年10月30日(金)午後3時から
令和8年11月18日(水)午後4時まで

(2) 提出場所 1に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年11月18日(水)午後4時まで(受付日及び時間は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。))の間に必着のこと。

また、封筒に「旧高浜発電所ガスタービン売却 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

7 入札の日時及び場所等

(1) 入 札 日 時 令和8年12月4日(金)午後2時

(2) 入 札 場 所 群馬県庁27階企業局第一会議室

(3) 入 札 の 方 法 入札書の直接持参による。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 1と同じ。